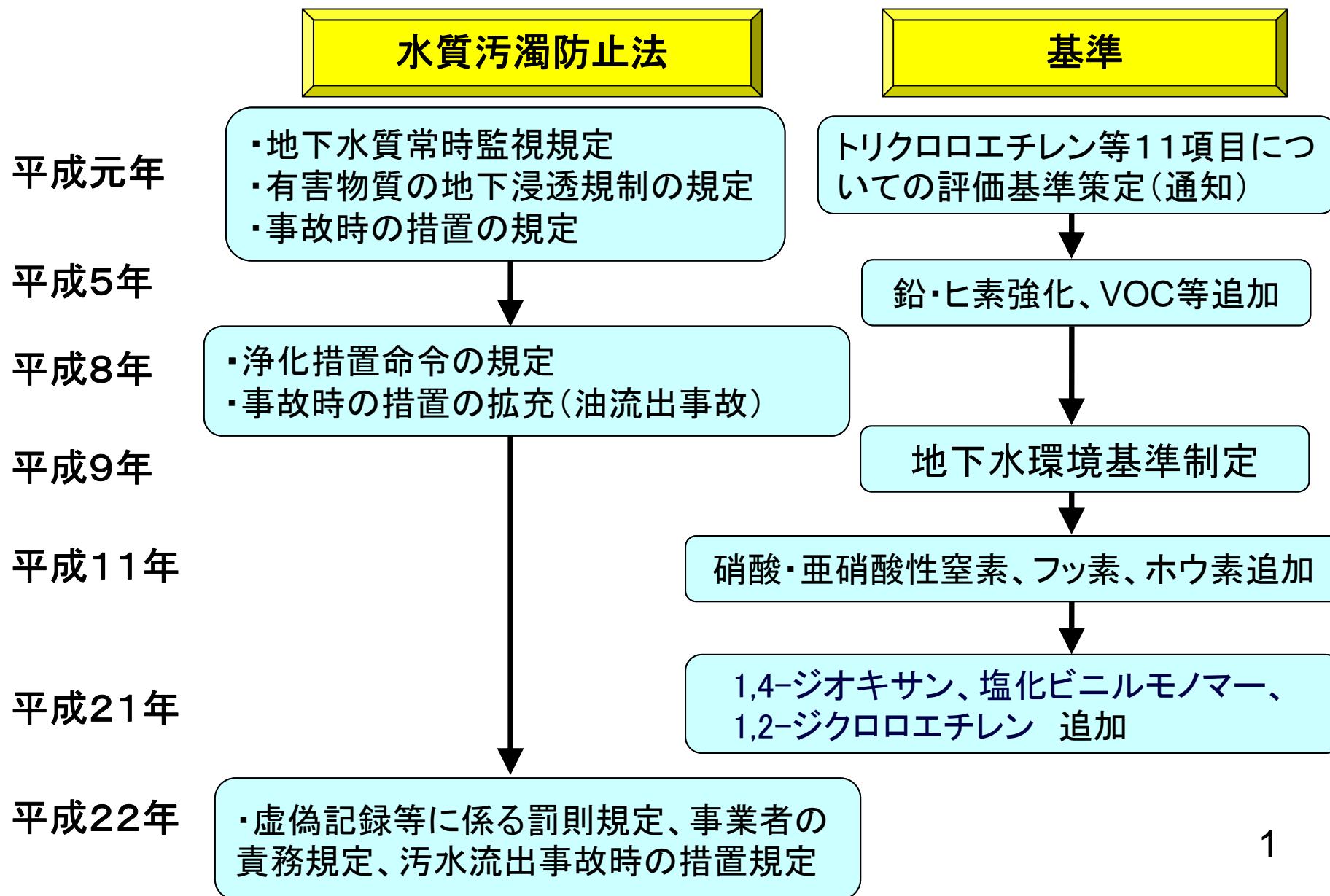


資料 6

地下水汚染防止の制度の 概要について

水質汚濁防止法の改正等の経緯



地下水の環境基準項目

●重金属等 (11)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、PCB、ふつ素、ほう素

●揮発性有機化合物 (12)

ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサン (※下線部は、平成21年11月30日に追加された項目)

●農薬 (4)

1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

●硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

水質汚濁防止法による地下水質保全対策の体系①

知事による計画変更命令

法8条

届出に係る特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理に関する計画の変更を命ずることができる

有害物質の地下浸透規制

法12条の3

環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水の浸透の禁止

知事による改善命令

法13の2

環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水の浸透のおそれがあるときは、特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法の改善を命ずることができる

水質汚濁防止法による地下水質保全対策の体系②

事故時の措置

法14の2

- ・特定事業場、指定事業場、貯油事業場等の事故時の応急措置及び届出
- ・都道府県知事の応急措置命令

浄化措置命令

法14の3

都道府県知事が汚染原因者に対して汚染地下水の浄化措置を命令

事業者の責務

法14の4

汚水・廃液の地下浸透の状況の把握、地下水の水質汚濁防止に必要な措置を実施

地下水の常時監視

法15条
法17条

都道府県による地下水の常時監視とその結果の公表

平成元年の水濁法改正による地下水汚染対策①

地下水はいったん汚染されると
その回復が困難なため、その汚
染を未然に防止することが重要

有害物質による地下水汚染が
継続して確認されていた

水濁法を一部改正し、有害物質を含む水の地下
への浸透を禁止し、このことを担保するための措
置を設けた

平成元年の水濁法改正による地下水汚染対策②

- 意図的、非意図的にかかわらず、環境省令で定める要件
(※1)に該当する有害物質を含む特定地下浸透水(※2)の地下
浸透を禁止 (法第12条の3)

※ 1 環境大臣が定める方法で検定した場合に、有害物質が検出されること

※ 2 特定地下浸透水：有害物質を製造、使用又は処理する特定施設
(有害物質使用特定施設(※3))に係る汚水等を含む水

※ 3 有害物質使用特定事業場数：14,272事業場 (平成20年度末現在)

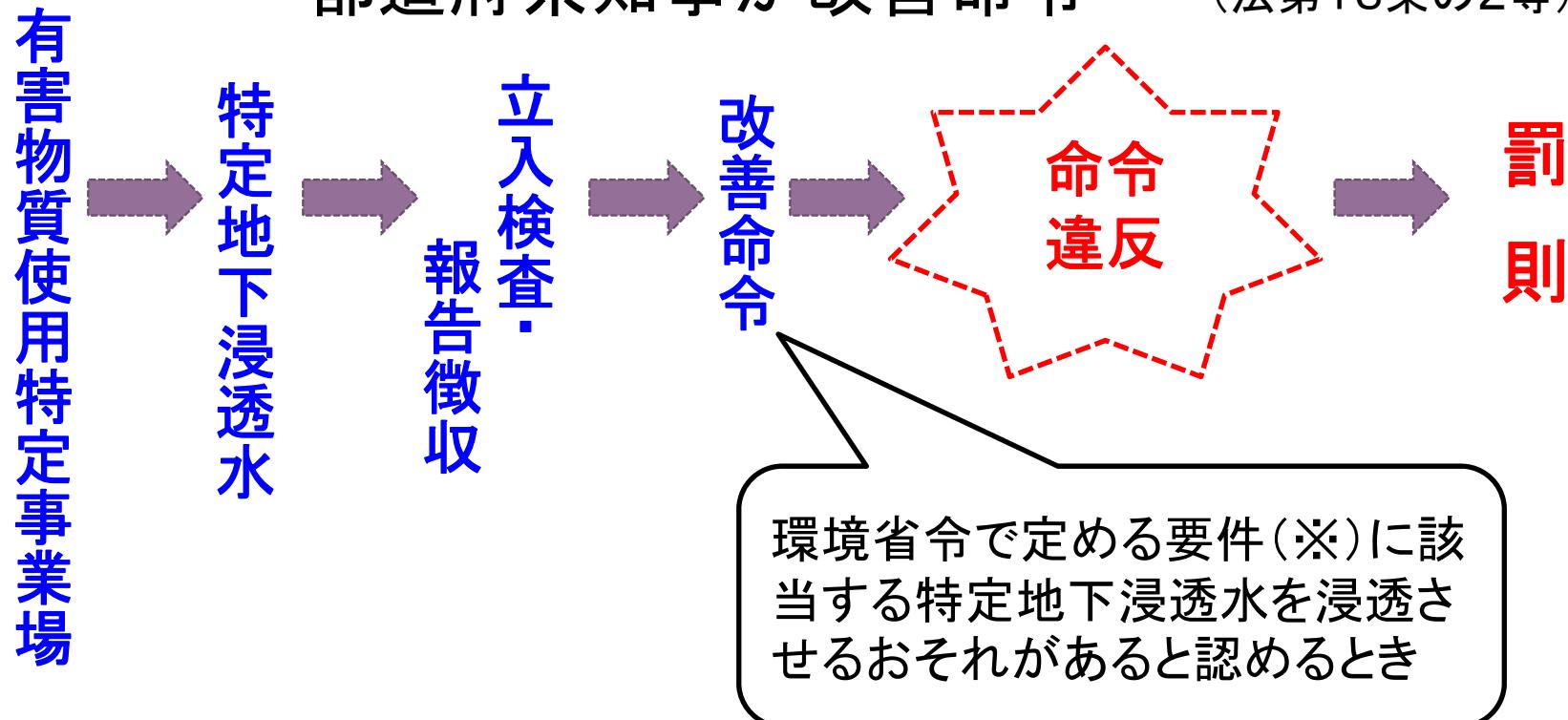
- 特定地下浸透水を意図的に地下に浸透させる者に対して
は事前の届出義務 (特定地下浸透水の浸透の方法等) (法第5条
第2項)、水質測定義務 (法第14条第1項) あり

※届出事業場数：9事業場 (平成20年度末現在)

汚染のおそれがあるときの改善命令

(平成元年改正で追加)

～特定地下浸透水を浸透させるおそれがあるときに、
都道府県知事が改善命令～ (法第13条の2等)



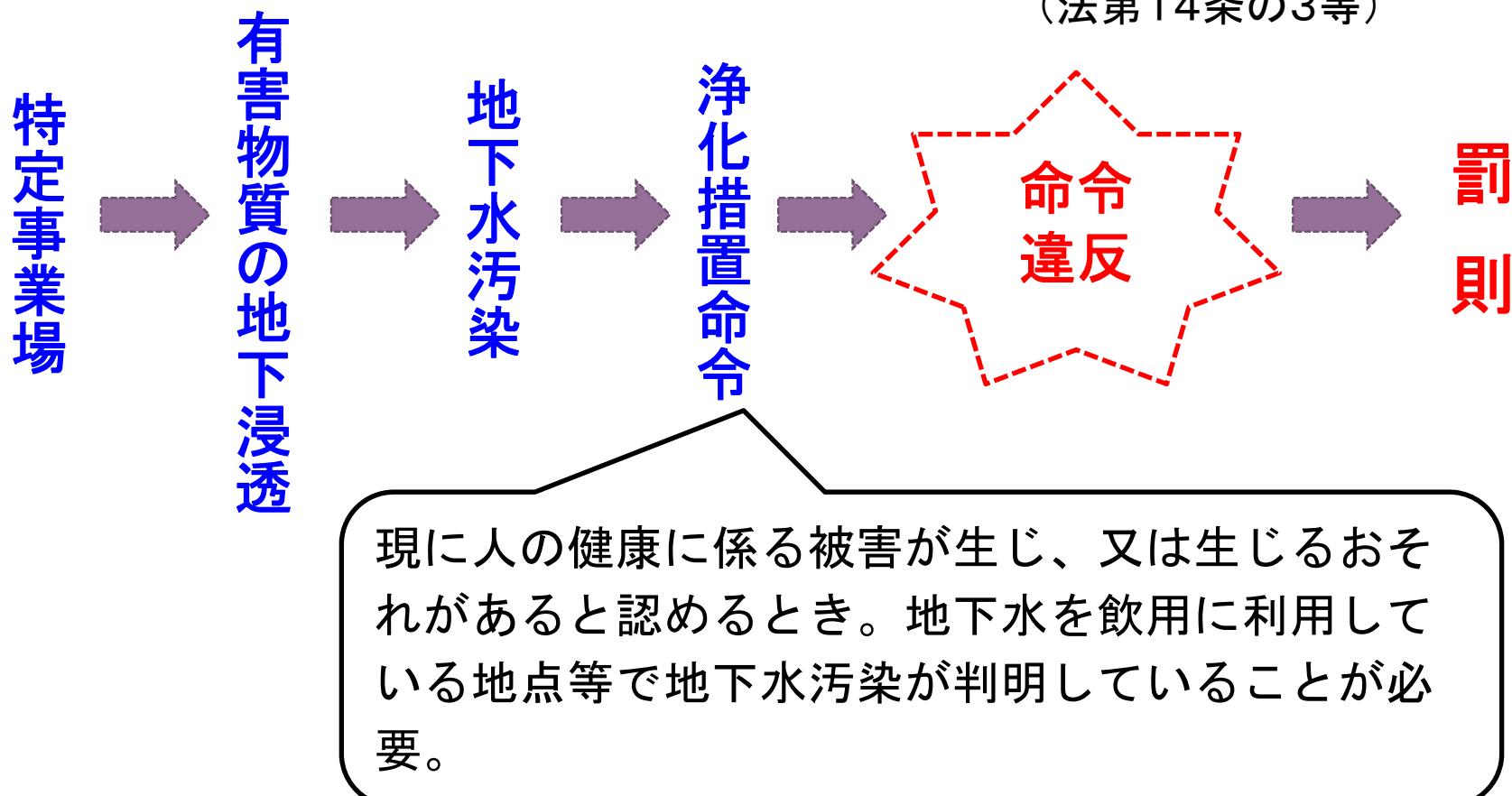
※ 環境大臣が定める方法で検定した場合に、有害物質が検出されること

汚染された地下水の浄化措置命令

(平成8年改正で追加)

～都道府県知事が、汚染原因者に対し、
汚染地下水の浄化措置を命令～

(法第14条の3等)



特定施設に係る届出事項

(法第5条第1項)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 汚水等の処理の方法
- 七 排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)
- 八 その他環境省令で定める事項(排出水に係る用水及び排水の系統)

地下に汚水等を浸透させる 有害物質使用特定施設に係る届出事項

(法第5条第2項)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 有害物質使用特定施設の種類
- 四 有害物質使用特定施設の構造
- 五 有害物質使用特定施設の使用の方法
- 六 汚水等の処理の方法
- 七 特定地下浸透水の浸透の方法
- 八 その他環境省令で定める事項（特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統）